

令和8年度長崎県予算編成方針(ポイント)

I 令和8年度当初予算の基本的姿勢

- 我が国の経済は、米国の関税措置等の影響や物価上昇の継続によるリスクを抱えながらも、景気は緩やかに回復を続け、国においては、「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することとしている。
- また、近年、人口減少や少子・高齢化等に伴う人口構造の変化に加え、デジタル技術の進展やエネルギー・物価の高騰、気候変動の影響などにより、本県を取り巻く社会経済情勢や人々の意識にも大きな変化が生じている。
- そのため、本県においても、こうした潮流を的確に捉えながら、本県の将来像を見据え、ポテンシャルや特性を最大限に活かし、グローバル社会における競争力を高め、県勢の持続的な発展に繋げていくことが求められている。
- こうした中、令和8年度は、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念として策定を進めている次期総合計画の初年度となることから、同計画に掲げる目標の実現を図るため、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識・力の底上げに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めるとともに、すべての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりを積極的に推進する。
- あわせて、物価高騰や人手不足等の中、地域を支える小規模事業者や第一次産業従事者等の様々な事業者に対する支援など、社会経済情勢等を踏まえた本県における目下の諸課題に対しても、スピード感を持ったきめ細かな対応が求められている。
- こうしたことを踏まえ、具体的な事業構築にあたっては、部局の垣根を超えて府内外の関係者との連携・融合を一層推進するとともに、デジタル技術をはじめ、新たな発想や視点も積極的に取り込みながら、事業効果の最大化を目指していく。

II 本県の財政状況

- 本県財政は、全国的な経済の持ち直しに伴い、堅調な県税収入を確保したことなどにより、令和6年度は財源調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成したものの、今後は社会保障関係費の伸びに加え、金利の上昇に伴う公債費負担の増加等により基金の取崩しが見込まれるなど、財政状況はさらに厳しさを増していく状況にある。
- 財政運営にあたっては、物価高騰など社会経済情勢を十分に注視しながら、引き続き、歳入確保と歳出削減の両面から一層の収支改善対策に取り組むとともに、より稼ぐ視点を持って税源涵養につながる施策等の積極的な展開や投資事業の重点化・効率化など、施策の選択と集中をより一層推進していく。

III 令和8年度予算要求枠の設定

- 令和8年度当初予算は、知事選挙の日程の関係から骨格予算となるが、年間を見据えた収支計画が必要であることから、予算要求は新規事業等を含め、年間所要額について徴することとし、次の予算要求枠を設ける。また、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等を注視し、機動的・弾力的に対応するものとする。
なお、電気料金等エネルギー価格高騰に伴う増額分は、除外経費として要求することとする。

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

○ 経常的経費

- ・単独維持補修 100%以内
- ・非常勤嘱託等経費 前年度同額
- ・固定的経費(指定管理者負担金及び共通事務費を除く) 100%以内
- ・その他経費 100%以内

○ 政策的経費 80%以内

(2) 枠内普通建設単独事業 97%以内(地方負担額)

・枠内普通建設単独事業:一定枠的に予算を確保している単独事業

※自然災害防止対策や県民の安全・安心対策など緊急性の高い経費については別途対応(予算編成過程において整理)

(3) 公共事業費(継足補助含む) 100%以内(地方負担額)

※将来的な公債費負担抑制の観点から経済対策を含めた実負担ベースで上限を設定(予算編成過程において整理)

2 重点政策枠

◆ 次期総合計画の成果目標の達成に特に寄与する事業

※新規事業(新たな取組内容)のみを対象

3 総合計画推進枠

① 改善のうえ実施する継続的新規事業

・政策的経費見直し額×1.0

② 全体をリニューアル又は次期総合計画の成果目標に向けて事項全体について手法の見直し等を行う新規事業

・政策的経費見直し額×1.3

③ より効果的・効率的な実施に向け部局間連携・融合を図り再構築して実施する新規事業

・政策的経費見直し額×1.5

IV 部局間連携等の推進

事業構築にあたっては、分野を超えた部局横断・融合的な取組を強力に進めることとし、関係課が複数にまたがる施策や、政策横断プロジェクトなどパッケージで打ち出すものは、類似事業の統廃合や連携強化による効率化などを関係課と調整を図った上で要求すること。

なお、全庁統一的な視点で施策を構築するため、広報・ブランディング関連予算を含む事業についてはながさき PR 戦略課と、デジタル化や DX、ドローン活用の推進に関連する事業についてはデジタル戦略課と、事業構築及び効果検証方法等について調整を実施した上で要求すること。

V 予算要求期限

11月25日(火)

令和8年度長崎県予算編成方針

I 令和8年度当初予算の基本的姿勢

我が国の経済は、米国の関税措置等の影響や物価上昇の継続によるリスクを抱えながらも、景気は緩やかに回復を続け、国においては、「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することとしている。

また、近年、人口減少や少子・高齢化等に伴う人口構造の変化に加え、デジタル技術の進展やエネルギー・物価の高騰、気候変動の影響などにより、本県を取り巻く社会経済情勢や人々の意識にも大きな変化が生じている。

そのため、本県においても、こうした潮流を的確に捉えながら、本県の将来像を見据え、ポテンシャルや特性を最大限に活かし、グローバル社会における競争力を高め、県勢の持続的な発展に繋げていくことが求められている。

こうした中、令和8年度は、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念として策定を進めている次期総合計画の初年度となることから、同計画に掲げる目標の実現を図るため、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識・力の底上げに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めるとともに、すべての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりを積極的に推進する。

あわせて、物価高騰や人手不足等の中、地域を支える小規模事業者や第一次産業従事者等の様々な事業者に対する支援など、社会経済情勢等を踏まえた本県における目下の諸課題に対しても、スピード感を持ったきめ細かな対応が求められている。

こうしたことを踏まえ、具体的な事業構築にあたっては、部局の垣根を超えて府内外の関係者との連携・融合を一層推進するとともに、デジタル技術をはじめ、新たな発想や視点も積極的に取り込みながら、事業効果の最大化を目指していく。

各部局においては、上記の基本姿勢を踏まえ、既存事業の不斷の見直しや施策の選択と集中を図りながら、次期総合計画に掲げる各施策の目指す姿の実現に向けた具体的な施策の構築を図られたい。

II 本県の財政状況

本県財政は、全国的な経済の持ち直しに伴い、堅調な県税収入を確保したことなどにより、令和6年度は財源調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成することができた。

しかしながら、本年9月に策定した中期財政見通しでは、今後、社会保障関係費の伸びに加え、金利の上昇に伴う公債費負担の増加等により基金の取崩しが見込まれるなど、財政状況はさらに厳しさを増していく状況にある。

そのため、財政運営にあたっては、物価高騰など社会経済情勢を十分に注視しながら、

引き続き、歳入確保と歳出削減の両面から一層の収支改善対策に取り組むとともに、より稼ぐ視点を持って税源涵養につながる施策等の積極的な展開や投資事業の重点化・効率化など、施策の選択と集中をより一層推進していく。

〔参考〕令和6年度決算見込み

① 主な歳入の状況

歳入構成比	
・県 税	17.2%
・地方交付税	31.4%
(臨時財政対策債含む)	31.6%
・国庫支出金	16.8%
・県 債	9.7%

② 県民1人当たり県税（普通会計）

・本 県 131,855円（全国平均 187,138円 46位）

③ 歳出のうち義務的経費の構成比（普通会計）

・本 県 42.7%（全国平均 36.9% 7位）

④ 令和6年度末県債残高

・1兆2,049億円

※全国平均、順位は令和5年度

III 令和8年度当初予算の編成指針

以上の状況を踏まえ、令和8年度当初予算編成に当たっては次の事項を指針とするので、十分留意願いたい。

なお、令和8年度当初予算は、知事選挙の関係から骨格予算となるが、年間を見据えた収支計画等が必要であることから、予算要求は新規事業等を含め、年間所要額について徴することとする。

また、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等を注視し、機動的・弾力的に対応するものとする。

1 事務の選択と集中

（1）既存事業の見直し

財源・配置人員に限りがあることや、働き方改革の取組を認識したうえで、他県との比較や交付税乖離などの分析・検証の強化を行い、まずは、事業のスクラップをこれまで以上に徹底的に実施した上で新たな事業の構築（ビルド）を行うこと。

また、スクラップアンドビルドは、次期総合計画の事業群における当該事業の位置づけを踏まえ、他の事業との優先順位や貢献度を勘案して行うこと。

① 既存事業については、事業群評価の結果などに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については直ちに廃止するとともに、時限的事業で令和7年度に期限の到来した事業については、原則終了とすること。

- ② これまでに終期が設定されていない事業であっても、定期的な見直しの観点から、原則として終期を設定すること。

(2) 事業群評価の有効活用等

政策選択のための手段として導入した事業群評価制度を有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点や個別の事業が事業群の施策目標にいかに寄与しているかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見、定期監査及び予算決算委員会における指摘等に基づいて、事業目的に沿った指標の検討、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

また、事業効果・成果の把握にあたっては、単なる実績（支援件数等）の把握で終わることなく、費用対効果や行動変容など目的に対しての効果検証についても、事業の一環として適切に実施できる仕組みとするなど、EBPMの推進を図ること。

(3) 事業構築における留意点

事業構築にあたっては、次に掲げる視点に留意すること

- ① 事実を正確に把握し、その事実に基づいて判断できているか。課題設定や仮説の立て方は適切か。
- ② 何のために、どう動き、何を成果とするのか。その先にどんな世界観を描くのか。
- ③ 県民・企業・市町等との本質的な役割分担を意識しているか。主体的な動きの促進や将来的な持続・自走につながるか。
- ④ 厳しい財政状況の中、従来の枠組みに捉われず、「より稼ぐ」「より高い効果を得る」ための検討や工夫を重ねた結果か。
- ⑤ 複数の代案と比較して、より望ましい選択肢か。コストやリスクを上回る成果が見込めるか。
- ⑥ 一部の地域・分野・個人のレベルでの考えに陥っていないか。公平性への疑念はないか。
- ⑦ 現場・地域・議会の声の確認や定期的なモニタリング等による検討や改善がなされたか。それらが仕組みとして組み込まれているか。
- ⑧ 相手方の思いを汲んだ対応となっているか。スピード感やわかりやすさは、県民が求める水準を満たしているか。

(4) 県単独事業の見直し

県単独事業については、全ての事業について、新たな基金や有利な国の制度、外郭団体や民間団体の各種助成制度の活用等を検討すること。

その際、活用できる制度に合わせて事業を再構築するなど、あらゆる工夫や手法を検討したうえで判断すること。

また、やむを得ず県単独で実施する場合には、県負担額の縮減に可能な限り取り組むこと。

(5) 県単独補助事業の見直し

県単独補助負担金・交付金については、地方自治法に規定する補助の原則である「本県の公益上必要なものか」を見極めたうえで、社会情勢の変化等を踏まえ、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について改めて検証し、積極的な見直しを行うこと。

また、見直しにあたっては、廃止も含めゼロベースで検討を行うとともに、存続する場合も、政策的に誘導すべき特定の目的に対して補助効果が最も発揮されるよう、特に次の点に十分留意しながら重点化・効率化等の見直しを図ること。

- ① 獎励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。
- ② 事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは類似の補助金は統合メニュー化すること。
- ③ 市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。
- ④ 国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性、他県の縮減状況等を十分検討し、廃止も含めたゼロベースで検討を行うこと。
- ⑤ 各種団体に対する補助金について、定額補助金も含め、対象経費の明確化を図るとともに、運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。
- ⑥ 原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含めた見直しを行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

- ⑦ 見直しに当たっては、産業振興や県民生活への影響など、急激な環境変化を考慮する必要があることから、段階的に補助率を引き下げる経過措置や代替措置等を講じることなどを必要に応じて検討すること。

(6) 貸付金の見直し

貸付金の予算額については、貸付実績を検証のうえ、それに見合うものとすること。

また、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検証を行い、金融情勢や経済情勢等の変化を踏まえ、目的を達したものや効果の薄いものなどは、廃止・縮小を検討すること。

なお、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

(7) 委託事業について（外部委託の推進等）

企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「多様な行政事務の外部化」「包括的民間委託等の推進」を基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、窓口業務など専門性は高いが定型的な業務を含め、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

なお、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、非効率となっているものは、廃止を含め抜本的な見直しを検討すること。

また、類似の事業において委託事業と補助事業が併存する場合には、県の直接事業として委託事業と位置付けるべきか、公益上の必要を認めた補助事業と位置付けるべきか矛盾のないよう見直しを検討すること。

2 基礎自治体の重視

(1) 国及び市町事業との調整

- ① 国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。
- ② 県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果的と思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。
- ③ 地域における課題解決や地域の活性化を図るために、県と市町で意見交換等を積極的に実施し、政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。
- ④ 市町等に新たな財政負担が生じる場合など、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

特に、補助事業等に係る制度創設、変更等については、査定状況を随時情報提供するなど、市町に対して可能な限り早期の情報提供・協議を行うよう徹底すること。

3 内部管理の一層の適正化

(1) 事務費の措置

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるので、予算要求に当たり留意すること。

(2) 複数年契約の検討

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制などによるコスト削減に取り組まれたいこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

(3) 環境方針への配慮

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ＩＣＴを活用したペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

なお、令和4年度全国知事会脱炭素・地球温暖化対策本部における「脱炭素・地球温暖化対策行動宣言」に基づき、新規導入・更新する公用車は、代替可能な電動車がないなど、支障がある場合を除き、原則電動車（本県においては原則ハイブリッド車）とすること。

（4）公用車の更新

公用車の更新に係る予算要求に当たっては、当該公用車の稼動状況を確認するとともに、稼働率が低い公用車については、その存廃も含めて十分な検討を行うこと。

また、併せて、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性についても検証を行うこと。

組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあっては、その所管替え等により対応するものであること。

職員運転用の公用車の購入については、原則として排気量1,600CC以下とすること。

新規導入・更新する公用車は原則ハイブリッド車とすること。

（5）デジタル技術等の積極的な活用

人口減少や少子高齢化をはじめ、ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、県民サービスを向上させていくとともに、職員の働き方改革を実現していく必要があることから、A I（人工知能）やR P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのデジタル技術の積極的な活用により効率化を図るとともに、更なるアウトソーシングを検討すること。

また、業務効率化によって生み出された時間で現場に足を運ぶなど、県民との対話の機会として活用すること。

4 ファシリティマネジメントの推進

公共施設等については、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」に沿って、資産の長寿命化や総量適正化、有効活用を図ること。

（1）施設整備等

施設・設備の整備（新設、増設、改築等）については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、必要最小限のものとすること。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを積極的に検討すること。

5 歳入の確保

（1）自主財源の確保

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入やクラウドファンディングの導入など、様々な工夫や手法

を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討すること。そのような取組による財源については、適切に対応する予定であること。

（2）使用料・手数料の適正化

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な見直し・改定を実施すること。

6 その他

（1）収支改善の推進

歳入歳出両面からの収支改善等を着実に進めるため、より一層の事業の重点化を図るなど、効果的・効率的な事業執行と経費の節減に努めていくこと。

（2）契約方法の見直し

契約方法については、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」（平成24年2月定例県議会）を踏まえ、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう徹底した見直しに取り組むこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。随意契約のうち、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合、総合評価方式への移行を検討すること。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

（3）多様な主体との協働の推進

NPOや民間企業、大学等の地域社会を支える多様な主体との更なる協働の促進に向けて、事業の企画段階から多様な主体が参画する仕組み（県民生活環境課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大について十分検討すること。

（4）県有施設の管理運営

① 公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

② 県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が発揮されているかどうかを評価し、県有施設として

の存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

(5) 県出資団体等の見直し

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問題点を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

(6) 組織改正・人員配置

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業・事務の廃止や見直し、デジタル化や外部化等を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

IV 予算要求枠の設定

令和8年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「V その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として令和7年度当初予算におけるルールの範囲内とすること。

ただし、予算編成過程において、県税収入の動向や個別事業の必要性・緊急性を精査してもなお、收支の調整が必要となる場合は、各部局における事業の優先度に着目した、さらなる歳出削減を実施することも想定しているため、留意願いたいこと。

なお、電気料金等エネルギー価格高騰に伴う増額分は、除外経費として要求すること（計上方法等の詳細は別途通知）

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

①人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

○経常的経費

- | | |
|----------------------------|--------|
| ・単独維持補修 | 100%以内 |
| ・非常勤嘱託等経費 | 前年度同額 |
| ・固定的経費（指定管理者負担金・共通事務費を除く。） | 100%以内 |
| ・その他経費 | 100%以内 |

○政策的経費 80%以内

※単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定するとともに、トータルコストの縮減及び平準化を図ること。

②長期的な財政負担軽減につながる一時的な増嵩経費については、所要額の要求ができるとともに、以下に掲げる見直しについては、財政課と協議のうえ、見直し額を上限として、総合計画推進枠の要求可能額に上乗せ

- ・業務の外部化による人件費相当を含めた縮減
- ・制度の見直しによる除外経費の圧縮

(人件費見直しについては、新行政推進室を含めて協議)

(2) 枠内普通建設単独事業 97%以内 (地方負担額)

- ・対象となる枠内普通建設単独事業とは、一定枠的に予算を確保している単独事業
 - ・自然災害防止対策や県民の安全・安心対策など緊急性の高い事業については別途対応。
- ① 対象：県負担額かつ一般財源。令和7年度当初予算をベース。
 - ② 県単独の緊急自然災害防止事業債及び緊急浚渫推進事業債を充当可能な事業については、予算編成過程において別途整理。
 - ③ 事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、別途協議のうえ上記の事業費に加算できる。

(3) 公共事業費（継足補助含む） 100%以内 (地方負担額)

- ① 対象：県負担額かつ一般財源。令和7年度当初予算ベース。
- ② 将来的な公債費負担抑制の観点から経済対策を含めた実負担ベースで上限を設定（予算編成過程において整理）

2 重点政策枠

- ・次期総合計画の成果目標の達成に特に寄与する事業

※新規事業（新たな取組内容）のみを対象とし、既存事業と同内容を含む事業は対象外

3 総合計画推進枠

- ① 改善のうえ実施する継続的新規事業
 - ・政策的経費見直し額×1.0
- ② 全体をリニューアル又は次期総合計画の成果目標に向けて事項全体について手法の見直し等を行う新規事業
 - ・政策的経費見直し額×1.3
- ③ より効果的・効率的な実施に向け部局間連携・融合を図り再構築して実施する新規事業
 - ・政策的経費見直し額×1.5

※①については、予算査定の結果、減額になった場合は次年度の政策的経費の見直し額に

含めることができる。

4 件数要件

新規1件につき廃止1件以上

なお、新規事業に伴う新たな人員要求は原則認めない

また、働き方改革の趣旨に鑑み、新規事業の業務量が廃止事業と同等以下となるよう留意すること

5 除外経費

(1) 除外経費区分

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算要求枠の対象外とする。

- ①職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- ②公債費
- ③扶助費（国庫補助事業のみ）
- ④不動産投資償還金
- ⑤県税関係清（精）算金、交付金、還付金
- ⑥過年度貸付分利子補給
- ⑦普通建設補助事業（非公共・ダム事業）、災害復旧費、国直轄事業負担金
- ⑧準義務的経費
- ⑨特別会計繰出金
- ⑩特定施設整備経費、特定施策経費
- ⑪特定管理経費

(2) 除外経費等を縮減した場合の要求可能額上乗せ

除外経費の制度見直し等により事業費を縮減（自然減・当然減は除く）した場合、

総合計画推進枠の要求可能額に上乗せ

- ・制度見直しによる縮減額 × 1. 0

※業務の外部化による人件費相当を含めた縮減についても同様の取扱いとする。

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・上記の枠のほか、枠配分経費について、予算査定の結果、減額になった額は協議のうえ、次年度の政策的経費の見直し額に含めることができる。
- ・新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。
- ・部局捻出額を総額で達成できれば、区分ごとのシーリング率は柔軟に対応する。
- ・政策的経費が少額な部局などについては、行革の取組を歳入・歳出の両面で行うこと前提に柔軟な運用を実施する。

V その他の留意事項

1 部局間連携の推進

事業構築にあたっては、分野を超えた部局横断・融合的な取組を強力に進めることとし、関係課が複数にまたがる施策や、政策横断プロジェクトなどパッケージで打ち出すものは、類似事業の統廃合や連携強化による効率化などを関係課と調整を図った上で要求すること。

2 関係課との調整

次に掲げる事業については、全庁統一的な視点で施策を構築するため、それぞれ関係課と調整を実施した上で要求すること。

(1) ブランディングの推進が可能な事業【ながさきPR戦略課】

「ながさきブランディングの基本方針」に基づき、①長崎県の強みや魅力に対する県民（インナー）の理解を深め、誇りに思う気持ちを育むことにつながる取組、②長崎県の強みや魅力に対する県外の反応を県内へ伝えることにつながる取組、については積極的に検討するとともに、ながさきPR戦略課と事前協議を行うこと。

※①、②ともに新規・拡充予定の政策的事業が対象（内部管理事務、法定受託事務、全額国庫事業等を除く）

(2) デジタル化やDX、ドローン活用の推進に関連する事業【デジタル戦略課】

① 長崎県版デジタル社会の実現に向けては、AIやメタバース、ドローンを含む次世代モビリティの推進など、デジタル技術を活用した取り組みを全庁で取り組んでいく必要があるため、これらの技術を活用した事業実施について積極的に検討すること。

② 事業構築、事業実施、結果の検証等にあたっては、外部デジタル人材の有効な活用や、県が整備しているオープンデータカタログサイトなどのデータの利活用についても積極的に検討すること。

3 物価高騰対策事業の取扱い

エネルギー・食料品等の物価高騰対策については、国による対策を注視しつつ、引き続き切れ目のない対策を実施することとしている。これらの事業にあたって臨時的な対応が必要となる場合には、別途整理することとしていること。

4 国庫補助（負担）事業の取扱い等

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求める。

また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。

(2) 国において既存の国庫補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助（負担）金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃

止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。

(3) 国庫補助事業については、法令を遵守した適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。

特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。

(4) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

5 新しい地方経済・生活環境創生交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金などの活用

新しい地方経済・生活環境創生交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、国の動向を注視し、交付金を最大限活用できるように施策構築を図ること。

なお、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、令和7年度限りで終期を迎えるプロジェクトについては、令和8年度以降の採択に向けて、これまでの成果を徹底して検証し、今後の展望等について数値等を用いて具体的に説明ができるよう施策の深化・高度化を図ること（交付金の採択がなされない場合、一般財源に振り替えての事業実施はできないので注意のこと）。また、地方創生に資するハード事業については、拠点整備事業の活用を積極的に検討すること。

なお、その他の国の提案型の交付金等についても同様であること。

6 県債の取扱い

県債の充当率は、基本的に令和7年度と同様にすること。ただし、行政改革推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

また、枠内経費について令和7年度当初予算要求時に充当していない、交付税措置率がない県債（一般単独事業債など）については令和8年度予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

7 職員給与費その他

(1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要であること。

(2) 新規システム開発、システム改修事業については「情報システム等の導入に係るガイドライン」に規定する手続きを遵守し、スマート県庁推進課と調整した上で要求すること。

(3) 会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

8 債務負担行為の設定

複数年度にわたる補助金の交付決定や契約など、予算計上時点で予め翌年度以降にわたることが確実な場合は、債務負担行為を設定するなど、改めて、関係法令等に基づき、

事業や契約の内容等に応じて適切に対応すること。

また、令和9年4月1日から履行開始が必要な契約に係る債務負担行為の設定についても、平成26年度当初予算と同様の考え方により対応することとしており、別途通知する委託料調の様式にチェック欄を設けるため、設定漏れがないよう十分注意すること。

9 業務委託等における予定額（設計額）の算定

- (1) 予算要求にあたっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格等を考慮した積算とすること。
- (2) 令和2年10月19日付けR02-17030-01107の会計課長通知のとおり、業務委託等における予定額（設計書）の算定にあたり、業者から徴取した参考見積書において、合理的な理由のない「値引き」や、内訳を記載せず単に「一式」と記載されている場合については、当該業者にその内容を確認するとともに、取引の実例価格や需給の状況、数量の多寡などを考慮し、現市場の取引価格として適切であるかどうかを判断する必要があるが、予算額は、予定額及び予定価格の基礎となるため、予算要求にあたっても留意願いたいこと。

(以 上)